



島根県報

平成18年 8 月 1 日 (火)
第 1,799 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	(")	2
土地改良区の役員の就任及び退任 (2 件)	(農 村 整 備 課)	2
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	5
保安林予定森林	(")	5
保安林の指定施業要件の変更 (7 件)	(")	6
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経 営 支 援 課)	9
道路の区域の決定	(道 路 維 持 課)	10
道路の区域の変更	(")	11
道路の供用開始	(")	12
廃川敷地等の発生	(河 川 課)	12

公 告

平成18年度消防設備士講習の実施	(消 防 防 災 課)	13
複写機の賃貸借及び保守に係る一般競争入札の実施	(会 計 課)	14

正 誤

平成18年 3 月17日付け島根県報第1,760号中	(森 林 整 備 課)	16
平成18年 7 月14日付け島根県報第1,794号中	(")	17
平成16年 4 月27日付け島根県報第1,567号中	(道 路 維 持 課)	17
平成17年 1 月18日付け島根県報第1,642号中	(")	17
平成18年 3 月17日付け島根県報第1,760号中	(")	17

告 示

島根県告示第789号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 8 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
松江市	松江市末次町86番地	介護予防訪問 看護	松江市国民健康保険 来待診療所	松江市宍道町上来待 213番地 1	平成18年 4 月17日

松江市	松江市末次町86番地	介護予防居宅療養管理指導	松江市国民健康保険 来待診療所	松江市宍道町上来待 213番地1	平成18年 4月17日
大田市	大田市大田町吉永14 28番地3	介護予防訪問リハビリテーション	大田市立病院	大田市大田町吉永 1428番地3	平成18年 4月1日
有限会社 自然生活	出雲市口宇賀町393	居宅介護支援事業	マイケアプラン居宅 介護支援事業	出雲市口宇賀町393 番地	平成18年 7月19日
社会福祉法人 あま福祉会	隠岐郡海士町大字海 士3964番地	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム 諏 訪苑	隠岐郡海士町大字海 士3964番地	平成18年 6月1日
社会福祉法人 あま福祉会	隠岐郡海士町大字海 士3964番地	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	グループホーム 諏 訪苑	隠岐郡海士町大字海 士3964番地	平成18年 6月1日
有限会社 げんき堂	安来市安来町1083	特定福祉用具 販売	有限会社 げんき堂 松江支店	松江市古志原3 - 7 - 31	平成18年 7月6日
有限会社 げんき堂	安来市安来町1083	特定介護予防 福祉用具販売	有限会社 げんき堂 松江支店	松江市古志原3 - 7 - 31	平成18年 7月6日
医療法人 壽生会	出雲市上塩冶町2862 - 1	認知症対応型 通所介護	デイサービス 寿生 の家	出雲市上塩冶町2854 - 5	平成18年 6月29日
医療法人 壽生会	出雲市上塩冶町2862 - 1	介護予防認知 症対応型通所 介護	デイサービス 寿生 の家	出雲市上塩冶町2854 - 5	平成18年 6月29日

島根県告示第790号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年8月1日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地	
			変更前	変更後		
社会福祉法人 太陽とみどりの里	安来市広瀬町下山佐330番3	通所介護	太陽とみどりの里 広瀬サービスセンター	広瀬デイサービスセンター	安来市広瀬町広瀬1911-1	平成18年 4月1日
		介護予防通所介護				
医療法人社団 回春会	松江市新庄町1172番地	認知症対応型共同生活介護	痴呆性老人グループホーム 悠々の家	認知症老人グループホーム 悠々の家	松江市川原町308番地	平成18年 6月30日
		介護予防認知症対応型共同生活介護				

島根県告示第791号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 8 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

安来市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

加藤 節夫 安来市東赤江町1335番地
石倉 刻夷 安来市広瀬町奥田原230番地
須山奈良喜 安来市伯太町東母里812番地
原田 義久 安来市植田町907番地
木戸 誠 安来市安来町473番地
池田 禎人 安来市赤江町773番地
仲佐 好雄 安来市荒島町2247番地
仲井 邦義 安来市利弘町516番地
谷川 忠美 安来市大塚町1219番地
河津 幸榮 安来市宇賀荘1068番地
内藤 美雄 安来市島田町1543番地
須山 盛義 安来市広瀬町広瀬260番地
荒川 貞則 安来市広瀬町西比田412番地
小林 倬大 安来市広瀬町西谷409番地 2
宮本 利男 安来市伯太町安田529番地
岩田 義則 安来市伯太町井尻941番地
石原 憲次 安来市伯太町下小竹427番地 2

監事

古曳 慶憲 安来市西松井町552番地
小松原 紘 安来市伯太町安田中675番地
加賀 秀夫 安来市赤江町1654番地 1
田邊 博理 安来市広瀬町東比田1030番地

2 就任年月日

平成18年 7 月 2 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

加藤 節夫 安来市東赤江町1335番地
石倉 刻夷 安来市広瀬町奥田原230番地
須山奈良喜 安来市伯太町東母里812番地
原田 義久 安来市植田町907番地
古志野壽夫 安来市安来町1638番地
池田 禎人 安来市赤江町773番地
仲佐 好雄 安来市荒島町2247番地
原 龍雄 安来市赤崎町629番地
谷川 忠美 安来市大塚町1219番地
野坂 莊一 安来市清井町366番地 2
内藤 美雄 安来市島田町1543番地
須山 盛義 安来市広瀬町広瀬260番地

荒川 貞則 安来市広瀬町西比田412番地
小林 倬大 安来市広瀬町西谷409番地 2
宮本 利男 安来市伯太町安田529番地
岩田 義則 安来市伯太町井尻941番地
濱田 武 安来市伯太町赤屋町 1 番地

監事

古曳 慶憲 安来市西松井町552番地
加賀 秀夫 安来市赤江町1654番地 1
石原 憲次 安来市伯太町下小竹427番地 2
田邊 博理 安来市広瀬町東比田1030番地

島根県告示第792号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年8月1日

島根県知事 澄 田 信 義

雲南市三刀屋町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

山根 昊一郎 雲南市三刀屋町給下1457番地
安井 譽 雲南市三刀屋町乙加宮792番地
陶山 敏行 雲南市三刀屋町三刀屋499番地
早川 正三 雲南市三刀屋町六重238番地 4
名原 義人 雲南市三刀屋町坂本300番地
市場 栄 雲南市三刀屋町古城386番地
宮食 愛伯 雲南市三刀屋町中野118番地 6
渡辺 健 雲南市三刀屋町多久和25番地 1
秦 忠義 雲南市三刀屋町里坊172番 2 地
内田 郁夫 雲南市三刀屋町殿河内22番地 2
障子 勝康 雲南市三刀屋町伊萱77番 2 地
小林 重利 雲南市三刀屋町上熊谷331番地
伊藤 勲 雲南市三刀屋町三刀屋276番 3 地

監事

大石 克美 雲南市三刀屋町根波別所257番地
高橋 駿 雲南市三刀屋町高窪349番地
高尾 肇 雲南市三刀屋町多久和1351番地

2 就任年月日

平成18年4月19日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

伊藤 勲 雲南市三刀屋町三刀屋276番 3 地
古林 行吉 雲南市三刀屋町三刀屋227番地

山根昊一郎 雲南市三刀屋町給下1457番地
市場 栄 雲南市三刀屋町古城386番地
障子 勝康 雲南市三刀屋町伊萱77番 2 地
陶山一三夫 雲南市三刀屋町粟谷640番地
小林 重利 雲南市三刀屋町上熊谷331番地
名原 義人 雲南市三刀屋町坂本300番地
安井 譽 雲南市三刀屋町乙加宮792番地
内田 郁夫 雲南市三刀屋町殿河内22番地 2
秦 忠義 雲南市三刀屋町里坊172番 2 地
早川 正三 雲南市三刀屋町六重238番地 4
宮食 愛伯 雲南市三刀屋町中野118番地 6

監事

高橋 駿 雲南市三刀屋町高窪349番地
高尾 肇 雲南市三刀屋町多久和1351番地
大石 克美 雲南市三刀屋町根波別所257番地

島根県告示第793号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成18年 8 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

大田市仁摩町仁万1827 - 2、1827 - 3、1827 - 4、1827 - 6

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第794号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 8 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町小路小金坂370、371、東ノ谷376、376 - 4、東谷奥382、388、388 - 2、チョウセン平389 - 1、390 - 1、海士町大字豊田239から241まで、242 - 1、243、244、244 - 1、245 - 1、245 - 2、247から251まで、

260、262から264まで、大字崎1093 - 1、1093 - 9、1119、1120 - 3、1121、1123 - 2、1129 - 2、1133 - 8、1142 - 1、1143、1146から1148まで、1151 - 1、1151 - 2、1155、1201 - 1 から1201 - 3 まで、1202、1203 - 1、1203 - 2、1204 - 1、1205、1208、1210、1213 - 1、1217 - 1、1217 - 3、1221、1222 - 5、1224、1225 - 1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町代喜五郎谷465、466 - 6、468、470 - 1、奥山487 - 1、上ノ森753、754

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第795号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年8月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和44年12月27日農林省告示第2038号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第796号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年8月1日

島根県知事 澄田信義

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成13年4月3日島根県告示第283号(一に限る。)
- (2) 変更に係る指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成13年5月25日島根県告示第408号(二に限る。)
- (2) 変更に係る指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成13年5月25日島根県告示第408号(三に限る。)
- (2) 変更に係る指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第797号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年8月1日

島根県知事 澄田信義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。
平成2年8月8日農林水産省告示第1030号(一、三に限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第798号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年8月1日

島根県知事 澄田信義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町木都賀イ2347 - 5、イ2347 - 7

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第799号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年8月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町田野原709、713、838 - 4、838 - 6 から838 - 10まで、木都賀イ2314 - 5、イ2315、イ2316、イ2316 - 1、イ2318からイ2320まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第800号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年8月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町田野原782 - 2、815 - 2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第801号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年 8 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成12年 6 月13日島根県告示第499号（一に限る。)

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町真木939 - 2、942 - 4

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㍑ 主伐に係る伐採種は、定めない。

㍒ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㍓ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第802号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成18年 8 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや三刀屋店 島根県雲南市三刀屋町三刀屋73番地 5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

有限会社 エムランド 代表取締役 梅木 秀昭 島根県雲南市三刀屋町三刀屋122番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前) 114.75立方メートル

(変更後) 42.75立方メートル

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前8時

(変更後) 午前9時

ウ 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

(変更前) 午前8時00分から午後10時00分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時00分まで

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時00分から午後10時00分まで

(変更後) 午前6時00分から午後9時00分まで

オ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,052㎡

(変更後) 2,937㎡

カ 駐車場の位置及び駐車台数

(変更前) 241台

(変更後) 269台

(4) 変更の年月日

アについて 平成19年3月22日

イ～カについて 平成19年8月4日(オ及びカについては、軽微変更と認める。)

2 届出年月日

平成18年7月21日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業振興部商工観光課(島根県雲南市木次町新市426番地7)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 8 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	敷地の幅員	延 長		
県 道	本庄福富松江線	松江市野原町535番3地先から同市上本庄町450番地先まで	メートル 7.25 ~ 17.00	メートル 1,225.00	松江県土整備事務所	

島根県告示第804号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 8 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	431号	松江市上本庄町1949番1地先から同市野原町535番3地先まで	前 A	メートル 26.00 ~ 89.00	メートル 2,185.00	松江県土整備事務所	一部ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 県道区域決定
		松江市上本庄町1573番1地先から同市野原町535番3地先まで		B			
		松江市上本庄町1949番1地先から同市野原町535番3地先まで	後 A	26.00 ~ 89.00	2,185.00		
		松江市上本庄町1573番1地先から同市野原町450番地先まで		B	6.50 ~ 20.00		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市下佐陀町878番1地先から同市822番1地先まで	前 A	14.00 ~ 21.00	115.00	仮設道路撤去 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 土地所有者への返還	
				B			18.50 ~ 26.00
			後 B	18.50 ~ 26.00	121.00		
"	御津東生馬線	松江市鹿島町南講武161番1地先から同161番地先まで	前	27.00 ~ 45.00	58.00	不用物件発生 減幅 事業用地との交換	
			後	25.50 ~ 35.50	58.00		

一般国道	432号	安来市広瀬町菅原107番10地先から同498番1地先まで	前 A	5.20~ 17.00	1,850.50	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管
			前 B	12.00~ 76.00	1,577.00		
			後 B	12.00~ 76.00	1,577.00		
県道	益田澄川線	益田市駅前町1番30地先から同町172番1地先まで	前	13.50~ 19.00	116.00	益田県土整備事務所	拡幅 街路事業
			後	19.00~ 25.00	116.00		

島根県告示第805号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年8月1日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町相模ヶ原馬治郎47番1地先から同町須川前田水口415番2地先まで	メートル 180.00	平成18年 8月1日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
"	益田澄川線	益田市駅前町1番30地先から同町171番1地先まで	164.00	平成18年 8月1日	益田県土整備事務所	
"	多伎江南出雲線	出雲市上塩冶町字大井谷1743番4地先から同町2637番9地先まで	200.00	平成18年 8月1日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第806号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年8月1日

島根県知事 澄田信義

- 1 河川の名称
一級河川斐伊川水系朝酌川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成18年8月1日
- 3 廃川敷地等の位置
(1) 松江市下東川津町字笠無シ14番4

- (2) 松江市下東川津町字笠無シ16番 2
- (3) 松江市下東川津町字貝崎1440番
- (4) 松江市下東川津町字貝崎1441番
- (5) 松江市下東川津町字貝崎1442番
- (6) 松江市下東川津町字貝崎1443番
- (7) 松江市下東川津町字貝崎1444番
- (8) 松江市下東川津町字貝崎1445番
- (9) 松江市下東川津町字貝崎1446番

4 廃川敷地等の種類及び数量
 土地 1,704.24平方メートル

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による「消防用設備等の工事又は整備に関する講習」を次のとおり実施する。

平成18年 8 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けてから 2 年以内の者
- (2) 前回の講習を受けてから 5 年以内の者

2 講習年月日及び場所

講習区分	免状区分	講習年月日	場 所
消火設備	第 1 類の甲種	平成18年10月 5 日	出雲市
	" 乙種		
	第 2 類の甲種		
	" 乙種		
警報設備	第 4 類の甲種	平成18年10月11日	浜田市
	" 乙種	平成18年10月13日	松江市
	第 7 類の乙種		
避難設備	第 5 類の甲種	平成18年10月18日	松江市
	" 乙種		
	第 6 類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

3 講習科目及び講習時間

- (1) 消防設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2 時間
 - (2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 3 時間30分
- 講習終了後30分程度の効果測定を行う。

4 受講申請手続

- (1) 受講申請書の請求先

(社)島根県消防設備保守協会、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、県民センター、県民センター各事務所及び各消防本部

(2) 受講手数料

7,000円(これに相当する額の島根県収入証紙を受講申請書にはること。)

(3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

平成18年9月1日から平成18年9月25日まで(郵送の場合は、9月25日の消印有効。)

イ 提出先

松江市殿町1番地 島根県庁7階「(社)島根県消防設備保守協会」(郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書きのこと。)

5 問合せ先

〒690 - 8501

松江市殿町1番地 島根県庁7階

(社)島根県消防設備保守協会(TEL 0852 - 28 - 7305又は0852 - 22 - 6828)

(FAX 0852 - 22 - 6754)

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成18年8月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

複写機の賃貸借及び保守

入札区分	A	モノクロ複写機(30 ipm 39)	7台
	B	モノクロ複写機(40 ipm 49)	20台
	C	モノクロ複写機(60 ipm 69)	14台
	D	モノクロ複写機(70 ipm 79)	6台
	E	カラー複写機(20 ipm 29)	5台
	F	カラー複写機(30 ipm 39)	3台
	G	カラー複写機(50 ipm)	2台

A～Gについては、それぞれの入札とする。

A～Gの複合機能の内訳は、複写機調達一覧表のとおり。

(2) 調達する物品等の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成18年10月1日から平成21年9月30日までとする。

(4) 納入期限

複写機の納入は、平成18年10月1日までとする。

ただし、複合機能等の設定は、落札決定後に設置対象所属と調整の上、平成18年10月6日までに完了するものとする。

(5) 納入場所

複写機調達一覧表による。

(6) 入札方法

入札は、1 複写当たりの単価で行うものとする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、詳細は入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 5 条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の前日までに島根県知事の承認を受けた者で、平成17年及び平成18年物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者名簿の大分類「14借入品」中分類「(1)事務機器」に登録されている者であること。
- (3) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領（平成13年 1 月23日付け会発第149号）に基づく入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。
- (4) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認められた者であること。

3 入札説明書の交付等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号690 - 8501

島根県松江市殿町 1 番地

島根県出納局会計課用度グループ

電話番号 0852 - 22 - 5336

F A X 番号 0852 - 22 - 5963

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成18年 8 月 1 日（火）から平成18年 8 月 9 日（水）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、上記(1)の場所において交付する。（ただし正午から午後 1 時までを除く。）

- (3) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、下記期限までに、申請書に入札説明書に規定する書類等を添付の上、島根県知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

イ 提出期限 平成18年 8 月28日（月）午後 5 時

ウ 提出場所 前記 3 の(1)の場所

エ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

オ 入札参加資格の確認結果は、別に定める入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。

- (4) 入札説明会

実施しない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

日時 A 平成18年 9 月 6 日（水）午後 1 時30分

B 平成18年 9 月 6 日（水）午後 1 時50分

C 平成18年 9 月 6 日（水）午後 2 時10分

D 平成18年9月6日(水)午後2時30分

E 平成18年9月6日(水)午後2時50分

F 平成18年9月6日(水)午後3時10分

G 平成18年9月6日(水)午後3時30分

場所 A～G全て 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第5会議室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積る契約金額の100分の5以上を入札時まで納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」を「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」を「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(4) 入札者に求められる事項

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認に必要な書類等について説明を求められた場合は、これに对应しなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

落札決定は、A～Gの入札区分ごとに行うものとする。

本公告に示した物品の調達等を履行できると島根県知事が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) 契約の停止等

島根県知事に提出する申請書等の書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

正

誤

平成18年3月17日付け島根県報第1,760号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
19	上から 8	401 - 2	401 - 2、786 - 2

平成18年 7 月14日付け島根県報第1,794号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から16	401 - 2	401 - 2、786 - 2

平成16年 4 月27日付け島根県報第1,567号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
7	島根県告示第 468号の表中	224.00	110.00
		224.00	110.00

平成17年 1 月18日付け島根県報第1,642号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
10	島根県告示第 62号の表中	919番地先から同大字918 - 1 番地先まで	918番 1 地先から同大字919番地先まで
		928 - 1 番地先から同大字931 - 1 番地先まで	931番 1 地先から同大字928番 1 地先まで
		2154 - 4 番地先から同大字938 - 6 番地先まで	938番 6 地先から同大字2154番 4 地先まで
		1149 - 4 番地先から同大字1117 - 1 番地先まで	1117番 1 地先から同大字1149番 4 地先まで
		2200 - 1 番地先から同大字2202 - 1 番地先まで	2202番 1 地先から同大字2200番 1 地先まで

平成18年 3 月17日付け島根県報第1,760号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
24	島根県告示第 260号の表中	字山口2528番4地先	2422番2地先